

< A委員 >

1・ 保育所整備のあり方について

保育所設置の主体は、社会福祉法人が望ましいと、市は考えているようであるが、個人の経験から、必ずしも保育の内容や質は、社会福祉法人だからといって、安心できるものではないと考える。社会福祉法人が大きくなりすぎて、運営者に現場の職員や子どもが見えていないということが、たくさんある。

また、きちんと社会的役割を果たそうとする社会福祉法人もある。

ひとりひとりの子どもの立場にたつと、想いと熱意をもって、運営されている運営者のもと、人権を尊重され、寄り添ってもらっている実感をもっている子どもたちが、子どもとして大切にされていると感じます。

市として、子どもの側に立ち、お金と手間ヒマをかける覚悟をしていただきたい。両方無理なら、八尾市として、どちらかで取り組んでください。

国際的に比較しましても、日本は子どもにお金をかけなさすぎです。

想いと熱意をもって、待機児童解消にどう取り組むのか、0・1・2歳児をどう受け入れるのかなど、各主体者に計画してもらい、その内容で選んで欲しい。計画に足りない部分は行政が支援してください。

社会福祉法人でなければならないことはなく、その質と内容の安定・向上に努めるシステムを確立することが課題です。

その課題に対しては、こどもの権利救済のためのオンブズマン制度のような、子どもを守るシステムが必要であると考えます。子ども権利条例などが望ましいと思います。

保育所だけに限らず、大きな枠の中で、子どもを守っていかなければなりません。

法人に限らず、このシステムによって、運営が子どもの視点にたっていない主体者は、淘汰されていくことになるでしょう。

## 2・切れ目のない支援

八尾市人権協会が主催している「じんけん楽習塾」という講座があります。

ここには、市内外からお金を払ってでも、自主的に学びたいという方々があつまって、ワークショップ形式で、様々な人権課題について、いろんなアプローチで、参加者が主体的に学んでいます。

このような学習の場を、ひろく子どもに関わる方対象で、定期的にテーマを変えて、参加型で学ぶ場が、交流の場にならないでしょうか？

参加型ワークショップで、ファシリテーターは進行に徹し、講義型のように講師料が高く発生しないようにします。参加者のそれぞれの想いで、スキルや知識を共有し、広めることができると思います。

子どもの現場にいるおとなが交流することで、子どもの交流のアイデアも生まれたり、教育集団とほかの集団とのつながりから支援もうまれるかもしれません。教育は先生だけに

押し付けてはいけないと思います。

また、保護者との関係作りのきっかけにもなりうるでしょう。

ぜひ、そのような開かれた学習の場を一緒につくりましょう。若い先生方が増えているの

で、きっと熱意とパワーが集結すると思います。

## < B委員 >

### 「多様な設置主体による保育所設置」

設置主体が広がることにより、子どもの保育が充実し働きたい保護者の要望がかなえられるならよいことだと思う。

子どもは、社会全体で育てるという意識をすべての大人が持つということが個人的な思いである。

ただ、少子化傾向にある現状で、園児の取り合いのような傾向があるのではないかとと思われる。

私立の幼稚園などで2歳児の幼児教室のようなものが取り入れられ、過剰な保育サービスになってはいないのだろうか？

単に目にうつる必要以上にきらびやかな行事や時間外の早期教育のような内容のものなど、本当に子どもの成長発達に必要なものであるのか疑問に思われる。

それらに参加しないと遅れをとったかのように感じ、あせる母親がいることも実際のところだ。

保育園の数を増やしても、バランスよく子どもが入所すれば問題はないだろうが、地理的なことなどで、園児の集まりが少なければ、やはり、子どもの取り合いとなってしまうのか？

親自身も自分の子どもに何が必要なのか学んだほうがよいと思うが、これは別の問題だろうか。

### 「就学前から就学へと切れ目のない支援について」

子どもたちの成長を考えると、長くつながりを持って指導者がよく理解して、子どもにかかわっていくことが大切なことはよく分かる。

しかし、なぜ、今なのかがよく分からない。

実際に子どもと接していく現場の先生の声なのか？

支援といいつつ、実際には、問題のある子を見つけ出し、レッテルを貼るだけに終わらないのか？

子どもたちの中には、早い手立てによって、適切な指導が受けられる場合もあることも理解はできる。

しかし、単に「児童要録」を送ることだけで、どれだけ子どものことが分かるのだろうか心配に思う。

保・幼・小の現場の先生は非常に忙しいと聞くが、現実問題として、交流や子どものことを掘り下げて考えることが可能なのか、形だけの取り組みで終わり、問題視される子どもが浮かび上がるだけにならないのかと懸念される。

保・幼・小それぞれをよく理解し、つなぐことのできるような人が必要となるのではないと思う。

## 委員からいただいた意見の概要と事務局の考え方

### 1. 保育所整備のあり方について（多様な主体による保育所設置）

- 社会的役割を果たそうとする社会福祉法人がある一方で、運営者に現場の職員や子どもが見えていない法人もあることから、保育の内容や質は、社会福祉法人だからといって必ずしも安心できるものではない。各主体者が待機児童解消や低年齢児の受入れ等についてどのような計画をしているのかを子どもの側に立って検討し、主体者を選定して欲しい。
- 設置主体が広がることにより、子どもの保育が充実し働きたい保護者の希望がかなえられるならよいことだと思うが、少子化傾向にある中で、子どもの取り合いにならないような配慮が必要。

### <事務局の考え方>

- ・保育所設置主体の検討において、実際に通園する子どもの視点、さらには利用する親の視点からの考察も重要であると考えます。
- ・本市では、公立保育所を民営化する際の移管先について、社会福祉法人に限定して公募し、外部委員で構成される選定委員会で保育の質等を審査いただき、決定した経過があります。したがって、設置主体に関する現時点の考え方は、社会福祉法人でかつ保育の質を重視して選定していきたいと考えています。しかしながら、本市が選定するのではなく、保育所設置主体から保育所整備が提案された場合、現行制度においては、保育所の認可権限が都道府県にあり、また、運営の指導監督においても大半が都道府県の権限となっていることから、保育の質や運営の安定性の確保について、大阪府と連携しながら取り組んでいく必要があります。なお、国において、突然の保育所運営からの撤退等により子どもの保育の確保が困難となることがないよう、設置運営者決定の際の基準のあり方や、公的関与のあり方等、保育の質や運営の安定性を担保する措置について検討することとされており、これらの動きにも注意していく必要があると考えます。また、少子化傾向での保育所整備については地域における今後の児童数の推移等を踏まえ、長期的な視点をもって計画的に整備を行っていくべきと考えますが、一方で、現在保育要件がありながら保育所に入所できない児童に入所していただこう取り組んでいます。

### 2. 就学前から就学へと切れ目のない支援について

- 参加型ワークショップの形式で、先生だけに限らず子どもに関わる人が交流し、お互いのスキルや知識を共有できるような開かれた学習の場が有効ではないか。また、このような学習の場が保護者との関係作りのきっかけにもなるのではないか。
- 先生同士の交流等が形だけの取り組みで終わり、配慮が必要な子どもを浮かび上げさせるだけになってしまうのではないか。保育所・幼稚園・小学校それぞれをよく理解し、つなぐことのできる人材の育成・確保が必要である。

### <事務局の考え方>

- ・質の高い保育と教育の充実と小学校への円滑な移行が達成されるよう、交流の仕組みづくりについて検討する必要があると考えています。また、配慮が必要な子どもたちへの対応については、現状、各施設で実施しているところですが、円滑な移行に際してのきめこまやかな支援策も必要であると考えています。

### 3. その他の意見

○保育所だけに限らず、大きな枠の中で子どもを守るシステムが必要であり、子どもの権利救済のためのオンブズマン制度、子ども権利条例の制定などが望ましいと考える。

### <事務局の考え方>

- ・子どもの人権尊重については、次世代育成支援行動計画において重点課題としてあげており、児童虐待の防止、各種相談事業等の充実に努めてきたところです。今年度、現在の計画を見直し後期計画を策定しますが、子どもの人権尊重については引き続き取り組んでいくべき課題であります。この後期計画策定を受け、来年度より、子どもの権利擁護に関する新たな取り組みを検討しているところであります。